

柳泉園組合クリーンポート長期包括委託審査委員会（第1回）会議録

1. 開催日時 平成28年3月15日（火）10時15分～11時15分
2. 開催場所 柳泉園組合管理棟3階大会議室
3. 出席委員 荒井委員、加藤委員、藤原委員、佐々木委員、松川委員、森田委員 以上6名 ※欠席 小林委員
4. 事務局 佐藤課長、濱野係長、滝村主任、川原主事 以上4名
(株)日建技術コンサルタント3名

5. 会議次第

1. 開会
2. 委嘱状の交付
3. 管理者挨拶
4. 委員自己紹介
5. 委員長・副委員長の互選
6. 委員長挨拶
7. 委員会設置要綱について
8. 議事
 - (1) 事業の概要について
 - (2) 今後のスケジュールと議事案について
 - (3) その他
9. 閉会

【開会】

【委嘱状の交付】

- ・組合助役より各委員に委嘱状を交付

【管理者挨拶】

- ・管理者に代わり、柳泉園組合助役より挨拶

【委員自己紹介】

【委員長・副委員長の互選】

- ・委員互選により委員長に荒井委員、副委員長に加藤委員が選出

【委員長挨拶】

【委員会設置要綱について】

- ・事務局より委員会設置要綱について説明

【議事（1）事業の概要について】

<議事>

- ・事務局より事業の概要について説明

<質問・意見等>

委員：長期継続契約は、何年契約なのか。

事務局：大規模補修と運転を含めた15年を計画している。

委員：周辺住民とのコンセンサスが十分にとれているのか。

事務局：未だ周辺住民の方達に説明はしてないが、大規模補修が始まる前までには、説明したいと考えている。

委員：場所によっては、年数を限定するケースもあるが、組合の土地では15年とかいう約束はないか。

事務局：約束事はないと理解している。

委員長：説明すれば、受け入れてもらえるという前提でやるということか。

事務局：そうである。

副委員長：現状での運転体制は、どのようになっているのか。

事務局：現状は4係2交代で、その内2係が直営で2係を委託している。

副委員長：委託業者はどこがやっているのか。

事務局：設計施工業者に委託している。

委員長：運転4係のうち2係が直営だが、長期包括委託を導入した時に、その2係に在職している職員は、どういう取り扱いになるのか。

事務局：直営は1係が7名の2係で計14名いるが、5年後には1係を委託の方に回し、10年後には包括委託に入るという予定である。

委員長：5年、10年という期間を考えているのか。

事務局：そうである。

委員長：発注条件として、提示するのか。

事務局：5年後、10年後とは限定はできないかとは思いますが、仕様書の中に盛り込ん

でいきたいと考えている。

委員：長期包括委託にした場合、指揮命令系統が複雑化することで、運営事業者が非常に嫌がると思う。長期包括運営委託の実施に当たり、意向調査をやっているのか。

事務局：調査は、行っていない。

委員長：機器の故障、トラブル発生時の責任の所在が曖昧になるため、民間事業者が嫌がるケースが多いと理解している。

事務局：仕様書のリスク分担の中で決めていきたいと考えているが、交代制のためどこが原因で故障したのかわかりづらいかと思うが、契約業者と十分協議していかなければと考えている。

委員：クリーンポートの機能が上がる部分があるのか。

事務局：当初の性能に戻すだけである。

委員長：長期包括をやる時の大規模修繕では、炭酸ガス、二酸化炭素の排出量の削減を狙って機器を選ぶケースがあるが。

事務局：その辺の削減が難しいと考えており、交付金等も得られるような事業には当たらないと考えている。

委員長：V V V F を使って排出を抑制すれば、交付金が付くこともあるが、現在の施設がそういった省エネルギー機器が採用されていると考えているか。

事務局：交付金対象になるような削減をするのは、難しいという話は伺っている。

【議事（2）今後のスケジュールと議事案について】

< 議事 >

- ・事務局より今後のスケジュールと議事案について説明

< 質問・意見等 >

委員：実施方針について、スケジュール表では記載がないので、実施方針は公表しないということなのか。募集要項に関するのとあるが、これは入札説明書のことか。概要説明で、提案の内容に齟齬がないよという話は、競争的対話を意味するのか。既設プラントメーカーのノウハウからなる特定供給部品があると思うが、建設したプラントメーカー以外が性能を満足するため

には、入札公告前に部品供給に関する協定書等を結んだ方が良いと思うが。

事務局：実施方針だが、当初は一般公募する予定であったが、指名競争にした関係で必要なくなる。特定部品の関係は、契約している業者に対して確認した結果、問題ないという回答である。

委員：協定書等を結び、入札公告の時に書類を出すのか。

事務局：そのように考えている。

委員長：第2回で入札参加業者の選定とあるが、指名業者入札で公告を打たないということか。

事務局：そうである。

委員長：数社指名するのか、1社指名なのか。

事務局：委員会設置前に10社ほどに対して、大規模補修を含めた包括的な運営事業のアンケート調査を実施し、5社から条件次第で参加するという回答を得ている。5社が適合するかを含め、委員会で指名する基準も審議したいと考えている。

委員長：一般的には制限付き一般競争入札で参加資格を決めて、参加資格に合致するところは自由に手を挙げてもらうというやり方が多いが、今回は指名するということか。

事務局：そうである。

委員：指名だと1社では成立しないと思う。公告を打てば、最終的に1社でも可能だと思うが、指名ということは、2社以上という考え方でよいのではないか。

事務局：条件を絞った時に、1社しか残らない可能性もあるのではと思うが、数社残ると考えている。

委員：1社になった場合は、特命随意契約の理由等も考える必要があるのではないか。

委員：指名というよりも制限付きの一般競争入札、総合評価型の入札でやっているところが多いと思う。1社でも競争はやってという形で、オーソライズさせていけば、明確なのではないかと思う。

委員長：入札参加事業者の選定を第2回でやるが、参加資格をここで議論すれば、このスケジュールでも制限付き一般競争入札でやることができるのではない

か。また、P F I 法の手続きに準じてやるのか、普通の制限付き一般競争入札の総合評価でやるのか、その辺も整理したほうがよい。

事務局：了解した。

委員長：実施方針、要求水準については、P F I 法の手続きに準じてやるのか。普通の制限付き一般競争入札の総合評価でやるのか、整理しておいた方がよい。

委員：契約に関して組合議会の議決は、必要ないのか。

事務局：総務課と調整していく。

委員：1億5千万円を超えると、議会案件になると思うが。

事務局：そうなるが。

委員長：基本的にこれは委託契約である。議会の議決が必要なのは工事請負契約である。入札広告の前に債務負担行為ということで、議会の承認を得ることが必要となる。契約に関しては、委託契約なので議会の承認は要らないという考え方と、大規模補修を工事とみなせば工事契約であるので、要するという考えと両方が出てくる。

委員：総務課と契約のあり方、議会との関係等を調整し、それを改めて事務局と調整を行った上で、遺漏が無いようにしていきたい。

委員長：総合評価の場合は、評価の基準を設けないといけませんが、この辺はどう考えているのか。

事務局：評価の基準については、一般的には価格が30、技術が70というところもあるので、委員会の中でどのように配分をするのか、決めていきたいと思う。

委員長：総合評価でやった場合、最低価格でないところがとることは可能である。総合評価の場合は、事前に事業者選定基準、落札候補者選定基準をつくり、2名以上の学識経験者の意見を聞かなければならないことになっている。この委員会でのいいわけだが、事前につくらないといけないのではないかと思う。

コンサル：基準の方は、下表での入札説明書、この中身の資料ということでとらえている。3回目で落札者決定基準（案）を決定させて頂きたい。

事務局：冒頭での質問の中に、概要説明会は技術対話なのかという質問があったが、そのようにとらえている。

委員長：概要説明、技術対話については、事務局対応でよいのか。

コンサル：委員会方式という形ではないものの、対話の折には委員の方々も同席し

ていただければと思う。

委員長：任意参加というケースも多いが。入札説明書の中にどのようなものを添付するのか、中身がはっきりしていない部分があるので、整理をしていきたいと思う。議会の関係では、1社入札になった場合も含めて整理していき、内部調整をしながら、次回の委員会で報告してもらえればと思う。

【議事（3）その他】

- ・事務局より第2回委員会の開催日について連絡
- ・第2回委員会は4月12日（火）の13：30からとする。

【閉会】

以上